

○2019年から2020年2月までに改正（又は改正予定）の規程・ガイドライン

- ・一般会員規程 2月27日改正 4月1日施行

インストラクター/ガイド2→アドバンストインストラクターの付帯資格として、リバーガイド、シーガイドに再編。

インストラクター/ガイド1→アドバンストインストラクター。艇種の細分化（リバーカヤック、シーカヤック、シットオントップカヤック、レクリエーションカヤック、オープンカヌー、SUP）

インストラクター/ガイド ベーシック→ベーシックインストラクター。艇種の細分化（リバーカヤック、シーカヤック、シットオントップカヤック、レクリエーションカヤック、オープンカヌー、SUP）

※カヤックの艇種が4種類に分割されました。2020年4月以降は、教養課程は共通、技術と指導法、安全講習等は艇種毎の受験が必要となります。

- ・会費規程 2月27日改正 4月1日施行
準会員 3000円 一般会員 5000円を一律 5000円に

- ・検定会規程 2月27日改正 4月1日施行
検定員の名称、見学について

- ・検定員規程 11月28日改正 2月28日施行
資格制度の変更を反映。検定員選定のため、選考して施行

- ・公認スクール規程 2月27日改正 4月1日施行
A 公認スクール：アドバンストインストラクターが代表者。従前のB 公認スクールと同じ活動領域。但し、ガイド資格保有者は活動領域に制限無し。
B 公認スクール：ベーシックインストラクターが代表者。従前のC 公認スクールと同じ活動領域。

- ・公認プログラム規定 2月27日改正施行
JSCA-CPRの追記

- ・マーク規程 2月27日改正 4月1日施行
資格名称の変更による

○2019年～2020年2月までに改正されたガイドライン

- ・検定科目ガイドライン
検定制度の抜本的な改正、カヤックの艇種を細分化。
- ・運行規程作成ガイドライン
文言の統一（安全管理規程→運行規程）
- ・公認プログラム開催ガイドライン
SRP所轄委員会の変更（教育普及へ）
- ・検定会開催ガイドライン
- ・ベーシック検定会開催ガイドライン
- ・公認スクール関連ガイドライン